

不良債権問題と都市銀行の対応（下）

野 崎 哲 哉

《目次》

- I. はじめに
- II. バブル経済の崩壊と不良債権の発生
- III. 都市銀行の不良債権処理の展開
(以上, 第14巻第2号)
- IV. 1990年代の都市銀行の経営戦略
 - 1. 銀行経営のリストラクチャリングとスプレッド・バンキングの展開
 - 2. BIS規制の影響および国際化戦略の転換
 - 3. 新たな規制緩和の推進と金融持ち株会社導入の動き
- V. おわりに
(以上, 本号)

IV. 1990年代の都市銀行の経営戦略

1. 銀行経営のリストラクチャリングとスプレッド・バンキングの展開

1990年代に入り、都市銀行の経営戦略は抜本的な変更を遂げることとなった。その背景には予想を超える不良債権問題の深刻化が存在している。前章までで検討したように、都市銀行各行は不良債権の処理をその

論 説

経営目標の中心に掲げ、90年代半ば以降、積極的にその処理を進めてきた。量的拡大路線とは決別し、収益力を高め、財務体質を強化することが都市銀行の当面の中心的な経営戦略となったのである。そのための具体的な戦略は主に次の3点に分類される。まず第1に抜本的なリストラを推進し、コスト競争力を強化すること、第2に国際化戦略を根本的に修正すること、そして第3に金融自由化路線を急ピッチで推進し、本格的な業務多角化を実現すること、である。

しかしながら、不良債権問題が長期化する中で、金融機関の経営破綻が続発し、金融システムの不安定化が叫ばれるようになった。さらに、都市銀行を含む大手銀行の中にも経営危機が取り沙汰されるところが出てくるようになり、早急な対応が迫られる中で、政治的な力を背景に「金融再編」が一気に進められることとなった。いわゆる「日本版ビッグバン」構想である⁽¹⁾。

「日本版ビッグバン」構想は96年11月11日に橋本首相によって提唱され、従来からの金融自由化路線を推進するという狭い枠組みのものではなく、2001年という期限をきって抜本的に金融システム改革を行おうとするものである。Free（市場原理が働く自由な市場に）、Fair（透明で信頼できる市場に）、Global（国際的で時代を先取りする市場に）の3つの原則と、「幅広い競争の実現」「資産取引の自由化」「規制・監督体制の見直し」という改革の具体的な提言を掲げ、東京市場を再生させることを目的としている。もうすでに97年6月には関連審議会が最終報告書を取りまとめ、その提言にそって改革が動き出している。当然、そのためには様々な障害が存在しているものの、矢継ぎ早に関係する法令の改正を行うことによってその実現が企図されている。

この「日本版ビッグバン」構想に呼応して、都市銀行の経営戦略も急ピッチで変化を遂げようとしている。以下では、「日本版ビッグバン」構想による戦略転換を考慮しつつ、都市銀行の経営戦略の第1の点について

て検討する。なお第2，第3の点については次節以降で考察する。

まず，都市銀行のリストラクチャリングの実態についてである。都市銀行はバブル崩壊以降，人員削減や店舗の統廃合等を中心としたリストラを強力に推し進めてきた。第6表に示されているように，都市銀行は10行全体で96年度に6377人の人員削減を実施している。また90年代のピーク時と比べると，1万7000人をも超える大幅な人員削減を行っているのである。さらに，今後の人員削減計画も存在し，「早期退職制度」などを積極的に導入する方針を打ち出している⁽²⁾。また人事政策として

第6表 都市銀行の行員数の推移 (単位：人)

	ピーク(時点)	96/3(a)	ピーク比	97/3(b)	ピーク比	b - a
第一勧銀	19,189(94/3)	18,069	△ 1,120	17,425	△ 1,764	△ 644
さくら銀	22,919(91/3)	20,261	△ 2,658	18,733	△ 4,186	△1,528
富士銀	16,321(94/3)	15,780	△ 541	15,168	△ 1,153	△ 612
東京三菱銀	21,227(94/3)	20,115	△ 1,112	19,304	△ 1,923	△ 811
旧・三菱銀	15,943(94/3)	14,977	△ 966			
旧・東京銀	5,284(94/3)	5,138	△ 146			
あさひ銀	15,216(91/3)	13,688	△ 1,528	13,072	△ 2,144	△ 616
三和銀	14,965(94/3)	14,403	△ 562	13,896	△ 1,069	△ 507
住友銀	17,710(94/3)	16,455	△ 1,255	15,563	△ 2,147	△ 892
大和銀	9,897(94/3)	9,158	△ 739	8,763	△ 1,134	△ 395
東海銀	12,319(93/3)	11,607	△ 712	11,625	△ 694	18
北海道拓殖銀	6,329(94/3)	5,907	△ 422	5,517	△ 812	△ 390
合計	156,092	145,443	△10,649	139,066	△17,026	△6,377

注：①有価証券報告書ベース。嘱託，臨時職員を除く。旧・東京銀は国際総合職，海外現地採用者も除く。②ピーク時点は91年3月以降の最多時の行員数。ピーク時点の合計は各行の最多時の行員数を合計したもの。③東京三菱銀のピーク時点および96/3の行員数は旧・三菱銀と旧・東京銀の行員数を単純に合算したもの。

出所：『ニッキン』1996年6月28日号および1997年6月20日号より作成。

は、コース別雇用管理の強化とそれと並行した業績重視の給与体系への移行が実施されている⁽³⁾。こうした都市銀行の人員削減・人事政策は、徹底した営業経費の削減を目的としたものであり、営業経費の過半を占める人件費の削減が第一義的課題とされているのである。

次に都市銀行の店舗戦略についてである。都市銀行の国内店舗数は97年3月末時点で3,389カ所となり、10行全体で96年度中に国内70カ店の削減を実施した⁽⁴⁾。その特徴は、有人店舗を統廃合する一方で店外ATMを増加させていることであり、すでに無人店舗が有人店舗の2倍以上になっている。こうした店舗の無人化戦略の背景には、店舗規制の自由化が存在しており、97年7月から店舗内示制度や出店規制の廃止が実施されている。さらにATMの稼働時間や営業時間の届け出制も廃止されたために、24時間の金融サービスも可能となっている⁽⁵⁾。また、こうした無人ATMコーナーの運営管理などを100%子会社にアウトソーシング（外部委託）することで大幅な事務合理化効果を上げている都市銀行も存在する⁽⁶⁾。この他、事務合理化の一環として、例えば融資業務の技本改革として貸出稟議書を電子メールで処理するといった対応もなされている。また企業との取引がインターネットで行われるようになり、個人取引もテレホンバンキングの本格化を迎えると言われている事態への対応も着実に進めている。

以上のように、徹底した経費削減とスリム化戦略の下で、今、都市銀行はコスト体質の改善を進めているのである。さらに、こうしたコストの見直しは取引先との関係改善への対応にも繋がっている。そこで次にこの点について検討してみよう。

不良債権問題の教訓から、都市銀行はリスクの少ない貸出先の確保を急務とし、またBIS規制基準達成の必要からも不採算資産の整理が求められることとなった。まず、採算上有利となる優良な中小企業等との取引拡大を図ることが第一の目標とされている。こうした方向性はバブル

時代から変わらないものの、与信格付制度を積極的に活用し、貸出先の選別をさらに強化することとなった⁽⁷⁾。その際、スプレッド・バンキングを徹底することによってリスク管理とともに収益性の追求も行っている。スプレッド・バンキングとは、銀行が市場金利かもしくは自行の調達コストに一定のスプレッドを上乗せして貸出を行うことを指しており⁽⁸⁾、その貸出形態としてはスプレッド貸出と新しいプライムレート貸出（新短プラおよび新長プラ）がある。現在、スプレッド貸出は優良貸出先の獲得をめぐる金融機関間の貸出金利競争や新規顧客開拓のため用いられている⁽⁹⁾。つまり、上昇する調達コストに対する利鞘安定の目的に加えて、超金融緩和の中での優良貸出先獲得競争の手段としても機能している。現在、このスプレッド貸出は拡大傾向にあるが、新短プラベースの貸出と比べて利鞘が薄くなるため、その急増は収益上問題となる⁽¹⁰⁾。そこで今後は、新短プラベースの貸出を重視しつつ、貸出先の選別を通じて収益確保を図ることが課題となっている。

このスプレッド・バンキングの徹底の一方で、資金吸収の対応としては、貯蓄預金の増強があげられる⁽¹¹⁾。そもそもこの貯蓄預金は決済性に制限が加えられる一方で、金利は市場金利に連動するものである。都市銀行はこの貯蓄預金を、導入当初から積極的に取り扱い、92年度の増加額は4,129億円、93年度は1,786億円と少し伸び悩んだものの、94年度の増加額は8,928億円、95年度2兆3,051億円、96年度1兆6,542億円と急激な伸びを示している。他方で、当座預金や普通預金、さらに金利低下の影響もあって定期性預金も伸び悩む中で、この貯蓄預金だけが大幅な増加率を示すこととなった⁽¹²⁾。この貯蓄預金は、決済サービスへの手数料徴収を進めるための布石として極めて大きな問題を持っている。流動性預金の自由化を進める際に、決済性・貯蓄性という区分を設けることになっており、「決済サービスのコストを利用者に負担させる」という考え方が根底にある。つまり、決済性預金は低利に据え置くこと

もに、この貯蓄預金は口座振替などに制限を加え受益者負担を徹底することで、わずかな優遇金利と引き替えに手数料体系全体を見直すことが画策されているのである⁽¹³⁾。なお、都市銀行の手数料ビジネスの強化については後述する。

次に、不採算資産の整理と早期是正措置への対応について見てみよう⁽¹⁴⁾。都市銀行は積極的なリストラ政策をとる一方で、97年度中に長引く不良債権問題への抜本的な対策を求められるようになった。その直接的背景には98年4月から導入される早期是正措置への対応がある。この早期是正措置の考え方の基本には「金融機関の自己責任の確立」が置かれている。これまでの行政主導の監督体制を改め、金融機関自らに資産の自己査定を行わせていこうというものである。こうして金融機関は、自己査定に基づいて保有資産全体の健全性を把握し、自主的判断によって適正な償却や引当てを積むことが求められるのである。この早期是正措置に関する省令および通達の改正が97年7月に出されたが⁽¹⁵⁾、都市銀行各行は97年3月期決算で業務純益が減少に転じたために不良債権処理をピークアウトしており⁽¹⁶⁾、早急に早期是正措置への対応を再検討することに迫られている。

こうした中で、東京三菱銀行が97年9月期決算で約1兆円にものぼる大量の不良債権の償却を行った⁽¹⁷⁾。他行に先駆けて徹底した自己査定を行った結果、こうした巨額の処理を進めることになったと言われている。

「正常債権の一部も貸倒引当金を積んだ」ことによって1兆円を超える償却となったのであるが⁽¹⁸⁾、これほど徹底した自己査定を進める背景には、財務体質の強化を第一義的課題とし、体力アップを図る中で「日本版ビッグバン」を乗り切ろうとする大手銀行の戦略が如実に現れている。またこの自己査定 of 基準の相違に基づいて、不良債権処理の進捗にも違いが生まれ、都市銀行間の経営格差もさらに拡大していくことが予想される。ただし、赤字決算を強行し不良債権の償却が進展したとしても、

担保処分などまだまだ課題は多く、自己資本比率低下への対応が余儀なくされている。というのも従来までは赤字決算による資本の減少分は増資などで補ってきたが、銀行株が低迷する現在、安易なエクイティ・ファイナンスも困難となっているからである。そこで求められるのが不良債権の流動化政策であり、自己資本比率の算出の際に分母にあたる資産を減少させるための施策が求められている。現在、都市銀行は貸出債権の証券化を活発化させており⁽¹⁹⁾、スキームとしては、まず各行が債権流動化のために設立した特別目的会社（SPC）などに貸出債権を売却し、証券化した上で機関投資家などに転売する方法が一般的となっている。特別目的会社に対する税制面での優遇措置（法人税免除等）も検討されており、流動化市場も拡大していくことが予想されているが、銀行の格付けが低下したままであるため、疑問視する向きも存在する。ただし、不良債権の重圧をはね除ける一部の大手銀行が登場してきたことは、今後急速に政策上の整備が進められ、新たな局面に突入していくことが予想される。

ところで、不良債権処理を推進するための原資の捻出方法については、前章で検討したように史上最低の低金利政策の下での利鞘の改善や株式の売却などが重要な役割を果たしたが、さらに不採算資産の圧縮と収益性の向上に大きな位置づけを持ってきたのが、手数料ビジネスの本格的な強化である⁽²⁰⁾。フィービジネスそれ自体は80年代から重視されてきた分野であるが、今、戦略的位置づけをもって展開されようとしている。97年3月期の都市銀行の国内手数料収入（役務取引等収益）は、約5,900億円に達し、前年同期比で1.4%増となっており、伸び率は証券子会社設立の影響等で証券関連業務手数料が大幅に減少したために鈍化しているが、位置づけは強化されている。例えば、今後の「日本版ビッグバン」に備えて、富裕層対策の一環として貸金庫契約を急増させている。これは、新たな個人取引を持つことによって年金相談から土地の有効活用、

論 説

さらには資産運用などへ広がる可能性を秘めたものであり、具体的には97年3月末で、都市銀行10行の貸金庫契約は115万5,450件に達し、94年からの3年間で約6万件も増加している⁽²¹⁾。こうしたPB(プライベート・バンキング)の推進は重要な戦略であり、都市銀行はファイナンシャルアドバイザー (FA) やカスタマーアドバイザー (CA) の拡充に力を入れている⁽²²⁾。また、新外為法施行で予想される外為手数料の減少に対しては、企業の資金運用支援を強化する方向で改革が進められている⁽²³⁾。例えば、海外の口座資金の運用を国内から指示したり、複数拠点の資金を一括管理するサービスを提供したりすることであり、こうした対応は、為替手数料の減少を補うものとして重視されている。この他にもさらなる手数料収入の増強のために、手数料減免の見直しや貸出枠設定手数料(コミットメントフィー)などの新設、あるいは投資信託窓販による増収など新たな収入増が画策されている。

以上のように、都市銀行は徹底したリストラと収益力の向上を目的とした対応を積極的に進めており、今まさに都市銀行の経営戦略は、「日本版ビッグバン」への対応として大きく変化しつつある。しかしながら、不良債権問題と同じく、都市銀行の90年代戦略にとって大きなネックとなったのが国際化の行き詰まりである。そこで次節では、都市銀行の国際化戦略について検討することにしてしよう。

注

- (1) 「日本版ビッグバン」についてはすでに多くの論稿・著作が発表されているが、山口義行『金融ビッグバンの幻想と現実』時事通信社、1997年、が批判的視点に富んでおり、参考になる。
- (2) 詳しくは、牧野富夫「銀行におけるリストラ・「合理化」」山田弘史・野田正穂編『現代日本の金融』新日本出版社、1997年、第5章、を参照されたい。
- (3) 斉藤正「銀行の人事リストラは、収益至上主義を再燃させる」『エコノミスト』1996年10月28日号。なお、「銀行員高賃金論」が誤りであることについては、田

中均「銀行員「高賃金」論の問題点」前掲『現代日本の金融』第6章、を参照されたい。

- (4) 『ニッキン』1997年6月20日付。
- (5) ただし、設備・運営経費等が高額となるため、ATMの24時間サービスの実施をめぐる都市銀行間に格差が出てくる可能性がある。『日本経済新聞』1997年10月7日付。
- (6) 『ニッキン』1997年7月4日付。
- (7) 都市銀行の与信格付制度については、「特集 変わる銀行の貸出行動」『金融ジャーナル』1997年6月号、を参照されたい。
- (8) 拙稿「短期金融市場の発展と都市銀行のスプレッド・バンキングへの転換」『経営研究』第43巻第2号、1992年7月。
- (9) 『金融財政事情』1996年1月29日号、22ページ参照。
- (10) スプレッド貸出は、都市銀行の融資残高全体の4割を超え、拡大傾向にある。『ニッキン』1997年5月23日付。
- (11) 1990年代の金利自由化の残された課題となっていたのが、流動性預金の自由化である。流動性預金とは、普通預金や当座預金など決済性を持つ預金であり、従来から低コスト資金として銀行の収益上貢献してきたものである。ただこうした流動性預金の自由化にあたっては、決済性を持つ部分と貯蓄性を持つ部分に分離することが必要され、前者を引き続き低利にとどめ、後者を自由化する方法がとられた。この具体化の第一歩として登場したのが、1992年6月創設の新型貯蓄預金である。
- (12) ここでの数字は『全国銀行財務諸表分析』1996年版を参照した。
- (13) 合田寛『検証 日本の金融政策』大月書店、1995年、111-113ページ参照。
- (14) 早期是正措置については、「特集 早期是正措置の導入と金融機関経営」『金融ジャーナル』1997年4月号、および銀行研修社編『ビッグバン営業戦略Q&A』銀行研修社、1997年、が参照になる。
- (15) 詳しくは、全国銀行協会連合会『金融』第606号、1997年9月号、45-51ページを参照されたい。
- (16) 『金融財政事情』1997年6月2日号、14-18ページ参照。
- (17) 『日経金融新聞』1997年9月12日付。
- (18) 『日経金融新聞』1997年9月26日付。
- (19) 『日経金融新聞』1997年9月18日付。

論 説

- (20) 『ニッキン』1997年8月29日付。
- (21) 『ニッキン』1997年9月12日付。
- (22) 『ニッキン』1997年9月26日付。
- (23) 『日経金融新聞』1997年9月26日付。

2. BIS 規制の影響および国際化戦略の転換

80年代から推し進めてきた都市銀行の国際化戦略は、90年代に入りその抜本的な修正を迫られることになった。そこでまず、80年代の国際化戦略の特徴と問題点を検討することにしよう⁽²⁴⁾。

80年代の国際化戦略の特徴は、内外資金交流が活発化する中で、都市銀行が国際的総合金融機関化への志向を強めたことである。まず、80年代前半は外為法改正にはじまり、銀行法の改正、そして84年の日米円ドル委員会報告書および大蔵省「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」の発表という一連の金融自由化・国際化を推進する措置によって、飛躍的に国際化が進展していくことになった。この時期に邦銀の海外進出が急増し、都市銀行だけでも500カ所近い海外拠点を構築した⁽²⁵⁾。また海外進出の際の特徴は、米国中心に行われたことである。日本企業が米国進出を進める中で、邦銀の業務も取引先企業の貿易金融や運転資金供給を主体とした現地貸出業務が中心となっていた。一方、欧州ではロンドンを拠点として、途上国向けシンジケート・ローンや現地貸出を中心とした業務が行われ、対外貸付残高も増加した。続いて80年代後半に入ると、日本企業は円高を直接的契機として、海外現地生産化をさらに推し進めた。それに伴い邦銀も積極的な海外進出を行い、90年末で都市銀行の拠点数も632カ所となった。また、邦銀の業務内容も企業の海外進出に伴う設備資金の融資へと拡大するとともに、米国ではM&Aブームを背景としたLBO融資および不動産関連融資を手がけ、欧州ではプラザ合意以降の為替変動の激化に対応して為替ディーリング

業務を拡大させることとなった。このように80年代以降、銀行の海外拠点網の拡大が行われたのであるが、そこでの活動内容は大きく分けると次の4分野となる⁽²⁶⁾。まず第1に日系企業との取引、第2に現地企業（非日系企業）との取引、第3にディーリング業務、第4に先端的な金融技術を活用した業務である。

次に、都市銀行の国際業務関係利益の推移を見てみよう⁽²⁷⁾。都市銀行の80年度の国際業務関係利益（粗利益ベース）は3,345億円と粗利益全体に占める割合は14.4%であった。また、外国為替売買益が2,061億円で国際業務関係利益の61.6%を占めていた。しかし、85年度には国際業務関係利益は6,488億円に達し、粗利益全体に占める比率も20.4%となっている。また外国為替売買益は1,728億円へと減少し、国際業務関係利益に占める比率も26.6%にまで減少している。このことは、前述のように、拡大する国際業務の質的な変化を反映していると言える。また90年度には、国内業務関係粗利益が3兆1,831億円に対し、国際業務関係粗利益は1兆1,795億円となっている⁽²⁸⁾。都市銀行の利益の実に4分の1強を国際業務によって生み出すこととなったのである。さらに80年代後半に再び外国為替売買益が急増しているのは、外国為替ディーリング業務を活発化させたためである。ちなみに、都市銀行は80年代に国際業務の推進体制の確立を急ピッチに進めており、国内・海外の証券・外国為替ディーリングの一体化、24時間トレーディングの推進体制を整備してきたのである。

以上のように、都市銀行は積極的に国際化を推進し、その経営戦略上も重要な位置づけをもって取り組んできた。そして業務拡張を推し進める中で、世界の銀行の中での総資産ベースでの圧倒的な地位を築いてきた。しかしながら、こうした拡張戦略に対して、80年代末になると、邦銀のオーバー・プレゼンス（over presence 「過度の進出」）の批判が先進諸国から噴出するようになった。欧米各国からの邦銀への批判は、金

融摩擦という形で表面化するとともに、国内の金融自由化を迫る「外圧」ともなったのである。このオーバー・プレゼンスは、まず第1に、邦銀の量的拡大重視の経営への批判である。これまでわが国の銀行は資金量や当期利益の絶対額という量的な指標を軸に経営を押し進めてきた。しかし、経営の健全性という観点から見れば、こうした邦銀の行動自体が問題とされ、国際的な自己資本比率による総資産の規制が行われることとなった。いわゆる BIS 規制である。こうして邦銀も収益性(ROA=総資産利益率)を重視した経営への転換が迫られることとなった。そもそも邦銀の自己資本は極めて低い水準にあり、こうした BIS 規制基準達成のためにはこれまでの経営戦略の抜本的な変革が必要とされ、資産を減らさずに収益を減らすのか、あるいは資産を大きく減らすのか、という選択に迫られた。しかし実際にはバブル崩壊という状況の中で、前述のように、結果的に資産を若干減らす形で、収益性を追求する戦略をとることとなった。第2に、相互主義(レシプロシティ)の考え方によって、欧米諸国からの日本に対する金融開放、すなわち金融自由化要求が急速に強まることとなった。この点は、「外圧」をテコとして、わが国の金融自由化が推進されることになったことを意味している。すなわち、都市銀行は自らの国際化戦略を推進するためにも一層の金融自由化を押し進めていくことが求められたのである。

以上のように、80年代末には邦銀の国際化は大きな問題を抱えることとなったのであるが、90年代の都市銀行の国際化戦略は、バブル経済崩壊の影響等で大きく停滞することとなった。それは、急激な円高の進行やデリバティブの普及など新たな国際的な金融環境の中で、大和銀行事件に見られるような金融スキャンダルの発覚や国内の不良債権問題の長期化、および日本の金融慣行のあり方自体の問題等を通じて、邦銀、とりわけ都市銀行が国際的な信頼を喪失したためである。ここではまず、90年代初頭の邦銀の国際的地位の低下の現状から確認することにしよ

う。

邦銀の資産規模は依然として世界の銀行ランキングの上位をほぼ独占しているが、国際金融業務の実力はまったく低い評価にとどまっている⁽²⁹⁾。例えば、ユーロマネー誌が毎年実施している世界の業務分野別銀行ランキングでは、総合、引受、スワップ、派生商品、外国為替、グローバルカストディ、M&A、シンジケートローン、そしてプロジェクトファイナンスのいずれの分野においても、上位は欧米の銀行が占めており、邦銀はランクインすらしていない。また、シンジケートローン組成の国籍別銀行シェアを見ても、邦銀のシェアは90年8.3%、91年11.5%、92年11.4%、93年8.8%となっており、低い水準で推移している⁽³⁰⁾。

こうした中で、95年9月に発生した大和銀行ニューヨーク支店の巨額の損失事件は大きなインパクトを与えた。米国監督当局は、大和銀行と米現地法人ダイワ・バンク・トラストおよびその役員が、危険かつ不健全な銀行業務と長期にわたる違法行為に関与していたことを理由に、米国内での業務停止命令を出した⁽³¹⁾。大和銀行はこの命令に同意して米国から撤退し、それに伴い必要となる業務は住友銀行の支援を受けることとなった。また米国検察官により文書偽造や重罪隠匿など24の罪で起訴されていた件については、96年2月28日に司法取引に応じたこととなった⁽³²⁾。この大和銀行事件によって、日本の金融システムが非常に不正常に運営されているのではという懸念が世界に広がるとともに、95年には住専問題を含む不良債権処理問題が深刻化する一方で、金融機関の相次ぐ経営破綻が発生したことなどを受けて、日本の金融システムや邦銀への国際的信頼は一気に失墜した。

こうした邦銀およびわが国金融への国際的不信感の高まりは、ジャパン・プレミアムという形で邦銀の活動への大きな制約条件を生み出した。ジャパン・プレミアムとは、海外市場での邦銀の資金調達への上乗せ金利のことであるが、これが0.5%以上になると邦銀の欧州での優良企業

向け融資では完全に逆輸になると言われている⁽³³⁾。さらに、海外からの邦銀の低い評価は、格付けの低下となって表れた。米格付け会社ムーディーズは95年10月20日に邦銀債券を初めて「投資不適格」と格付けした⁽³⁴⁾。こうした格付けの低下は、金融機関全体に波及し、邦銀の資金調達コストを一層上昇させることになった。さらに、国際的なマーケットの変化も邦銀の国際業務の制限となってきた。つまり金融資本市場の世界的な統合が進展し、マーケット部門への依存度が高まる中で、米銀等と比べてその対応に遅れが見られた邦銀は、リスク管理体制も十分に整備できておらず、ますますその格差を拡大させられている。こうした中で、98年3月期から実施されるBIS第2次規制への早急な対応が課題となっている⁽³⁵⁾。

以上のように、都市銀行の国際化戦略は90年代に入って大きな壁に突き当たっていると言える。ただし、こうした制限を突破する銀行資本としての能動的対応が今、急速に発展を遂げるアジアへの進出という形で進められている。そこで次に、邦銀の海外拠点の再編について見てみよう。90年代の海外拠点再編の第1の特徴は、欧米からの撤退が進んでいることである。第2の特徴は、アジアへのシフトが進んでいることであり、最近では、エマージング・マーケットの進出も相次いでいると言われている⁽³⁶⁾。こうした海外拠点の再編は、「取引先企業の進出ニーズが高く、収益機会の多いアジアに拠点網を拡充することにより、内外一体となって日系進出企業取引を捕捉し、国内取引の維持・拡充を図っている」と考えられる⁽³⁷⁾。また、アジアへの拠点展開は邦銀の経営効率化を促進し、「マーケット特性に応じた拠点規模の観点から業務プロセスの見直しを含めた海外拠点網の全面的見直し(リストラ)」を促すこととなり、「もてる経営資源を資金需要の多いアジアに重点投入するために、欧米においては、他の近隣拠点による業務代替・補完の可能性の観点から、収益の寄与度が相対的に小さいとみられる支店・駐在員事務所の廃止、現地

法人の清算・売却を行い、メリハリのある拠点展開」を行わせることとなったのである。

しかしながら、こうした対応にもかかわらず、国際化の限界を指摘する見解も多い⁽³⁸⁾。それは、日本の金融システムへのそのもの批判に関わるものであり、また邦銀のリスク管理の不十分さに関わるものである。さらに欧米金融機関との競争も激化しており、銀行本体の収益性および格付けの向上が依然として見られない状況では、邦銀のアジア展開にしても、自ずと限界があると言わざるを得ない。

こうして、邦銀の海外業務は縮小を続け、例えば、邦銀主要 20 行の海外取引資産で見た場合、90 年代のピークだった 95 年 8 月の 7,800 億ドルから 97 年 3 月には約 3,200 億ドルへと激減している⁽³⁹⁾。さらに、融資利鞘も縮小傾向にある。これに対して現在、都市銀行は海外でのリストラを推進しようとしており、低採算資産を圧縮することを通じて、前年比 10% の増収計画を打ち立てている⁽⁴⁰⁾。

ところで、国際競争力の低下問題が議論される際に、いわゆる「グローバル・スタンダード（国際標準）」という概念が持ち出される。しかし、この用語には曖昧な点が多い⁽⁴¹⁾。つまり、これはわが国の金融機関が欧米の大手金融機関との本格的な競争関係に入るための不可欠な条件のように言われているが、果たして「国際標準」なるものが何を基準に判断され、また真に正当性をもつものなのか。国内経済の混乱が予想されている今、この点への批判的検討が必要である。

そこで次節では、現在進められている「日本版ビッグバン」と密接に関連する新たな規制緩和の動きと都市銀行の業務多角化への対応を検討することにしよう。

注

(24) 仲浩史「為銀の国際業務の現状と課題（上）」『国際金融』1996年6月1日号参

論 説

照。

- (25) 邦銀の海外拠点の数については、『大蔵省国際金融局年報』各年度版を参照した。
- (26) 『金融財政事情』1996年2月26日号, 12ページ参照。
- (27) 法政大学比較経済研究所・霧見誠良・林直嗣編『金融のグローバル化 II』法政大学出版局, 1988年, 76ページ参照。
- (28) 全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』1990年版, 17ページ参照。
- (29) 「我が国金融市場の空洞化について考える」東海銀行『調査月報』1995年9月号, 24-25ページ参照。
- (30) 前掲「我が国金融市場の空洞化について考える」25ページ。なお, 原資料は「International Financing Review」。
- (31) 大和銀行事件についての米国銀行監督当局および大蔵省の対応については, 前掲『金融』第585号, 1995年12月号, 77-85ページを参照されたい。
- (32) 前掲『金融』第589号, 1996年4月号, 95-96ページ参照。
- (33) 例えば, 邦銀は通常LIBOR(ロンドン銀行間取引レート)に0.1-0.2%上乘せした金利を資金調達コストとするのが慣例であると言われている。『日本経済新聞』1995年10月30日付。
- (34) この邦銀債券は, 北海道拓殖銀行がケイマンにある海外子会社を通じて発行した期限付き劣後債で, 投資適格を二段階下回るBa2とされた。『日本経済新聞』1995年10月31日夕刊。
- (35) BIS第2次規制では, これまでの信用リスクに加えて市場リスクをも加味した形でリスク資産を評価することになった。こうした背景には, 急速に拡大するデリバティブの存在がある。
- (36) 現在, エマージング・マーケットとして注目を浴びているのは, 西アジア諸国やインド, さらには中南米である。
- (37) 『金融財政事情』1996年2月26日号, 12ページ参照。
- (38) 例えば, 日本経済新聞社編『金融 破局か再生か——迫られる危機克服への決断——』日本経済新聞社, 1997年, 第3章, 参照。
- (39) 『日本経済新聞』1997年6月4日夕刊。
- (40) 『ニッキン』1997年8月29日付。
- (41) 「グローバル・スタンダードとは何か〜邦銀の劣位性を指摘するツールではない」『金融財政事情』1997年3月10日号を参照されたい。

3. 新たな規制緩和の推進と金融持ち株会社導入の動き

90年代に入り、金融分野における規制緩和は急ピッチで展開している。ここでこの間に実施された規制緩和について見ることにしよう。

まず、普通銀行の社債発行解禁についてである⁽⁴²⁾。97年5月に金融制度調査会が本格的にこの問題を取り上げ、同月22日の金融機能活性化委員会において解禁することで合意した。大蔵省は98年度中にも普通銀行に普通社債の発行を解禁する方針を明らかにしている。一方、都市銀行はこれまで金融債の発行解禁を求めてきたが、結果的には長信銀との妥協の産物として普通社債の発行解禁となった。ただし普通社債の場合、発行方法などに制限があり、また発行コストも割高であるため、まずは普通社債の商品性の改善を求め、さらに資金調達手段の抜本的な改善をも要求していくことになっている。

次に、店舗規制の完全自由化であるが、前述のように今年7月に店舗規制は完全自由化された。同時に営業時間の規制も廃止されたために、今後地域レベルでの営業店の競争の激化が予想される。

こうした中で、今もっとも脚光をあびているのが、都市銀行による投資信託の窓版解禁である⁽⁴³⁾。今後のスケジュールとしては、97年12月には投信会社が銀行の店頭で投信を販売する「間貸し方式」がスタートし、98年度中には銀行本体での取扱いが解禁されることになる。すでに都市銀行の中には、「間貸し」販売を100店舗以上で行う準備に入っているところもある⁽⁴⁴⁾。この投信窓版は、銀行側から強く求められていた業務であり、そのメリットとして、第1に預金にない特性を持つ商品を提供できること、第2にフィービジネスの強化となること、などがあげられる。「日本版ビッグバン」の具体的進展に伴って、個人金融資産の運用の場として積極的に取り組む銀行も多いと思われる。ただし、預金流失の可能性や勧誘リスクを勘案した収益性の低さなど問題点も存在し、投信窓版をめぐる銀行間の対応の相違が予想される。また、すでに現在の「間

貸し方式」を行うかどうかでも銀行によって対応が異なっており、本体参入との兼ね合いも含めて独自に判断している。この他にもいくつかの規制緩和措置がとられているが、紙幅の関係上省略する。

そこで次に、都市銀行の現在の規制緩和要求について見てみよう。第7表には、都市銀行の業界団体である都銀懇話会による97年度の要求項目が示されている⁽⁴⁵⁾。項目には、従来から要望しながら緩和されていない証券子会社や信託銀行子会社とのファイアーウォール規制の見直しや保険窓版の早期解禁などが盛り込まれている。都銀懇として初めて提出した96年度の47項目の要望書の中で実現したものを除き、その他新たに、パソコンソフト販売、法人代理店の拠点・事務所開設、100%出資の投資委託会社設立などの新規項目も付け加えられている。こうした都市銀行独自の規制緩和要求が全面に出てくるようになり、さらにその実現が着実に進展しているところにも、都市銀行が現在の規制緩和推進の中心に位置していることが如実に現れている。

次に、金融持ち株会社制度導入の動きについて検討することにしよう。都市銀行をはじめとするわが国の大手金融機関（独占的銀行資本）は、総合金融機関化・ユニバーサルバンク化を悲願としてきた。すなわち、あらゆる金融業務・サービスを本体で取り組むことを求めてきたのである。ただし、金融システムが複雑化し、リスクが高まる中で、都市銀行が当面の戦略的位置づけをもって取り組んでいるのが金融持ち株会社制度の導入である。金融持ち株会社制度それ自体はユニバーサル・バンクと呼べるかどうかは別にして、グループとして多角的な業務展開を行える方式として、その導入を画策してきたのである。しかしながら、この間の経緯では、独占禁止法第9条の問題がネックとなり、93年の金融制度改革法の施行によってまず導入されたのは、業態別子会社方式による銀行・証券・信託分野への相互参入であった。都市銀行各行ともすでに子会社を設立し営業を行っているものの、ファイアー・ウォール等によっ

第7表 都銀懇の要求項目

1997年度都銀懇の規制緩和と要望内容（概要）	
<p>【金融サービス機能の充実】</p> <p>(1) 新たな金融サービスの提供</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 証券子会社のファイアーウォール規制の見直し 2. 信託銀行子会社のファイアーウォール規制等の見直し 3. 普通銀行による普通社債の発行解禁に伴う商品性改善 4. 銀行による保険商品の販売（保険の窓版） 5. 銀行による保険業への参入（新規） 6. 顧客の書面による注文を受けて行う株式売買の取次ぎ 7. 銀行による資産担保証券（ABS）の販売 8. 投資顧問会社による年金福祉事業団資金の運用受託参入 9. 政令指定法人による適格年金の事務受託参入 10. 履行ボンドの取扱い 11. コミットメントライン契約の取扱い 12. パソコンソフトの顧客向け販売（新規） 13. 銀行利用回線のリセール（新規） 14. 本邦における Non Deliverable Forward取引（編注）の解禁（新規） （編注）為替予約（先渡取引）の一種で、予約期日の資金決済を当日の実勢相場と予約相場の差額で行うもの。 (2) 既存サービスの充実 15. 大型私募債における転売制限および買受制限の見直し 16. 商品勘定のポジションに係る残高規制の見直し (3) 店舗展開の多様化 17. 関連会社による法人代理店の柔たる事務所の認可（新規） 	<p>【銀行経営の効率化】</p> <p>(1) 業務の合理化</p> <ol style="list-style-type: none"> 18. 国債価格変動引当金の撤廃 19. 特別国際金融取引（JOM）勘定入超規制等の見直し 20. 金融先物取引の建玉水準の規制撤廃 21. 金融先物取引業の許認可更新手続きの見直し（新規） 22. 対外直接投資に関する規制緩和 23. 改正外為法の諸報告及び確認義務の簡素化（新規） 24. 証券外務員登録の簡素化 25. 帳簿書類保存の電子化（新規） 26. 営業所の位置変更の許認可制度の見直し（新規） 27. 店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出の廃止 28. 歳入金事務処理の電子化（新規） 29. 各種報告書の簡素化 (2) 資本充実手段の拡充及び資金調達手段の多様化 30. 不動産償却基準の見直し (3) 関連会社の活用 31. 関連会社の収入依存度規制の緩和 32. 関連会社による銀行の記帳事務の代行 33. 人材派遣の業務範囲の拡大 34. 銀行系クレジットカード会社の業務範囲の拡大 35. 投資信託委託会社の資本構成に関する規制の緩和（新規） 36. 適正化措置済会社に係る規制緩和 (4) 営業用不動産の有効活用 37. 既存店舗用建物の余剰部分の賃貸 38. 店舗用建物の建替に係る余剰部分の賃貸 39. 店舗用土地の賃貸

出所；全銀協『金融』1997年9月号、64ページより作成。

てその業務範囲は厳しく規制されることになった。

現在の都市銀行の戦略は、この業態別子会社方式と金融持ち株会社方式を結合させ、さらにグループ機能を高めることに置かれている。もうすでに大蔵省は、99年度には銀行・証券・保険の相互参入を完全に自由化する方針を打ち出し⁽⁴⁶⁾、金融持ち株会社の解禁は98年度をメドに実現の方向に動きだしている。その具体的形態は現在も議論の最中にあるが、現状を見る前に、都市銀行の持ち株会社導入に向けたこれまでの動きをみることにしよう。

90年代に入り、持ち株会社制度の解禁に向けて財界や行政側がリードし積極的な対応を展開する中で、都市銀行も独自の対応を展開した。まず、95年上期の都銀懇のテーマの第1に金融持ち株会社導入の本格的検討を掲げた⁽⁴⁷⁾。そして同年9月には、金融持ち株会社解禁を訴えた「金融持ち株会社の研究」と題する非公開レポートを作成し、大蔵省と公正取引委員会へ提出している⁽⁴⁸⁾。このレポートの概要は以下の通りである⁽⁴⁹⁾。まず金融持ち株会社導入の「我が国にとっての意義」として次の3点があげられている。まず第1に「効率的な業務多角化に有効（関連会社の再編と金融自由化の円滑な推進）」であること、第2に「既存金融機関の分社化を容易にすること、第3に「金融機関同士の統合をスムーズにする」こと、である。また「弊害について」という項目の中では、「銀行が豊富な資金を企業支配のための株式保有に振り向ける懸念は想定しがたい」とし、さらに銀行監督手段や現行の独占禁止法に基づくチェックシステムによって、財閥の復活や競争制限的な弊害は除去できるとしている。また「検討課題」として、①税制、商法・証取法等との整合性、②金融の範囲の再定義、③株式保有制限の取り扱い、④過度集中を測定する尺度、リスク軽減の方策、⑤設立の方法、の5点を上げている。そして「結論」のところでは、第1に「純粹持ち株会社は経営の選択肢として有用であり、形式規制として全面禁止するのは規制緩和の

趣旨にも反する」こと、第2に「銀行を含む日本企業が直面している課題（カルチャー、組織等）を踏まえれば、解禁のメリットは大」であること、第3に「規制業界の自由化過程では預金者保護を確保しつつ円滑に自由化を進める手段として持ち株会社を利用する価値は大」であること、の3点をあげている。上記の内容から明らかなように、金融持ち株会社導入は都市銀行による金融再編のための手段であり、かつその形態自体が目的とされている。また、用意周到に予想される批判への反論も準備してはいるが、説得力に欠けており、骨抜きにされつつある現行独占禁止法に支配集中をチェックさせるというのも問題である。さらに、今後の検討課題も多くの問題を含んでおり、特に税制や株主の権利などその課題の多さは以前から「生煮えの解禁論」とか「経営の都合先走り」と称されてきた評価がそのまま当てはまると言えよう⁽⁵⁰⁾。最後の「結論」中では、「経営の選択肢」という表現が用いられているが、これも議論を優位に進めようという手法に他ならない。つまり、独占的銀行にとっては、実際これだけメリットがあるのであれば、これ以外の選択肢を選択するとは思われず、結局は支配集中のテコであることを暗に示しているようなものである。

そこで次に、金融持ち株会社導入の具体的な検討状況について簡単に見ておこう。導入の日程は早ければ98年1月に予定されており、持ち株会社設立の方法や同一企業に対するグループ全体の株式保有制限などが現在議論されている。まず、設立の方法については、子会社に資産を移して持ち株会社に脱皮する「抜け殻方式」が有力視されたが、債権の根抵当権移行の際に同意を取り付けることの困難性から、現在では「三角合併方式」の検討に入っている。この方式は、まず銀行が持ち株会社を作り、その傘下に実体のない銀行子会社を設立し、そのうえで既存銀行がその子会社と合併するというものである。これは商法上問題があり、商法特例として導入することが検討されている。ただし、税制上の問題

は残るため困難と見る向きも強い⁽⁵¹⁾。次に、株式保有の問題では、銀行持ち株会社の一般企業株保有の上限を子会社合計で15%とする方向が打ち出されている⁽⁵²⁾。この他にもグループ全体への自己資本規制の導入など金融持ち株会社の導入に際して検討すべき課題は多く残っている。なお全銀協は、持ち株会社関連税制（設立・運用）の整備を含む11項目の98年度税制改正要望を提出している97年9月に取りまとめ⁽⁵³⁾、その実現を働きかけている。

以上のように、金融持ち株会社は多くの問題点を孕みながらも実現の方向に動きだしている。そこで最後に、都市銀行の金融グループ機能の拡充について簡単に触れておこう⁽⁵⁴⁾。大型合併として注目を浴びた東京三菱銀行は、前述のように積極的な財務体質の改善を通じて国際的に「強い銀行」を目指した対応を展開している。こうした動きは他の都市銀行の経営戦略にも大きな影響を与えており、また金融持ち株会社制度の導入が現実的になるにつれて、各行とも具体的な対応の段階に入っている。例えば、現行の金融グループの再編である。同系企業集団内の金融機関が、金融持ち株会社として結集した場合、どのように業務の棲み分けを行うのか、また業態別子会社として営業を開始した証券子会社や信託銀行子会社と既存証券会社および信託銀行との関係をどうするのか、などが課題となっている。また、業務分野の重点戦略としてカンパニー制や分社化の動きも活発化している。例えば、さくら銀行のカンパニー制の導入はとりわけ投資銀行部門の強化に重点が置かれたものである⁽⁵⁵⁾。この他、金融法人との関係強化や商社・メーカーとの連携強化、さらには外銀との業務提携も検討され始めている。

一方で、不良債権問題がやはり重圧となり合併戦略にも支障をきたす事例も出ている。97年9月には、予定されていた北海道拓殖銀行と北海道銀行の合併延期が発表された⁽⁵⁶⁾。背景には、不良債権に対する認識の相違があったと言われているが、長引く不良債権問題の影響の現れと言

える。この他にも多額の不良債権を抱えた金融機関との合併・提携には難関が存在していると思われる。

以上のように、90年代に入り急速に進展する新たな規制緩和が「日本版ビッグバン」とともに加速度的に動き出している。ただし、わが国金融市場の再生と改革が抜本的に進められた場合、当然外国の金融機関との競争激化が予想されるが、果たしてわが国の金融機関が生き残れるかどうかは不問に付されている。なによりも国民経済の潤滑油としての役割を期待される「金融」が、資産運用の向上を旗印とした「収益至上主義」の競争の場と化し、すべて自己責任によって処理することには疑問を抱かざるを得ない。いずれにせよ、2001年というここ数年の間に進展するわが国の「金融再編」は国民経済に対し多大な影響を与えることは間違いない。

注

- (42) 前掲『ビッグバン営業戦略 Q&A』69-74 ページ参照。
- (43) 前掲『ビッグバン営業戦略 Q&A』75-81 ページ参照。
- (44) 『日経金融新聞』1997年9月8日付。
- (45) 『ニッキン』1997年8月15日付。
- (46) 『日本経済新聞』1997年6月3日付。
- (47) 『日経金融新聞』1995年5月12日付。
- (48) 『日本経済新聞』1995年11月15日付。
- (49) 『日経金融新聞』1995年11月16日付、および『日本経済新聞』1995年11月15日付。
- (50) 『日経金融新聞』1995年7月6日付。
- (51) 『日本経済新聞』1997年9月18日付。
- (52) 『日本経済新聞』1997年9月27日付。
- (53) 『日経金融新聞』1997年9月10日付。なお、この要望書の中の他の項目としては、資産流動化促進に向けた税制上の整備や、有価証券取引税の撤廃などが盛り込まれている。

論 説

- (54) 銀行のグループ戦略の再編については「特集 銀行グループ戦略の新展開」『金融ジャーナル』1996年11月号、および『日本経済新聞』1997年9月23日付参照。
- (55) 『ニッキン』1997年9月19日付。
- (56) 『日本経済新聞』1997年9月13日付。

V. おわりに

本稿では不良債権問題への都市銀行の対応を分析テーマとし、わが国の独占的銀行資本たる都市銀行のバブル経済と不良債権発生への関与、不良債権処理の展開、そして90年代の経営戦略を検討した。本稿で明らかにしたように、想像を絶する額の不良債権を生み出した責任は、都市銀行が推し進める金融自由化路線に求められるとともに、金融部面での「競争原理の貫徹」と「収益至上主義」にこそ求められるべきである。現在進行中の「日本版ビッグバン」においても、しっかりとしたルールなしに「自己責任の確立」を声高に叫んだとしても、わが国の金融が抱える問題は何ら解決しない。現に、不良債権処理が順調に進んでいるのは、一部の都市銀行のみであり、97年3月期においても依然として莫大な額の不良債権が残されている⁽⁵⁷⁾。さらに、97年春以降、野村証券や第一勧銀など日本を代表する大手金融機関による金融不祥事が発覚した⁽⁵⁸⁾。経営トップが相次いで逮捕されるといった異常事態に対してもその根本的な原因究明を回避し、大手金融機関はさらなる「収益至上主義」へ邁進している。今後、国民から信頼される金融システムを構築するのか、それとも「日本版ビッグバン」の名の下に自由化路線を突き進むのか。わが国の金融は大きな転換点にさしかかっていると言えよう。

今必要なことは、21世紀のわが国の金融システムと規制のあり方を再検討することである。その際、従来の規制の再検討にとどまらず、新たな規制の構築が必要であることは言うまでもない。例えば、デリバティ

ブについての抜本的な規制が必要とされる。すでに都市銀行の想定元本は1100兆円にも達しており⁽⁵⁹⁾、投機マネーとの連携が予想される中で、規制の構築は急務である。また、電子マネーの普及に伴い、様々な問題も出てくる可能性がある。検討すべき課題は多い。さらに、欧米の金融機関との競争関係にも今後注目していくことが必要である。例えば、長期信用銀行とスイス・バンク・コーポレーション（SBC）との資本・業務提携は⁽⁶⁰⁾、わが国の多くの金融機関に波紋を投げかけただけでなく「外銀によるわが国金融機関の買収も活発化するのではないか」といった疑念もわき起こらせた。こうした合併・提携を含む再編問題についても今後検討していかなければならない。

ところで、「日本版ビッグバン」の名の下に進められているわが国の金融再編は、戦後のわが国の独占的銀行資本の蓄積様式を抜本的に転換するものである。そもそもわが国の独占的銀行資本（広義）は、現実的には銀行資本（狭義）、証券資本および保険資本として分かれ、個別資本として運動を行ってきた。資本としては独占的銀行資本（広義）として運動しながら、現実には「業態」という区分の下で運動の領域が分かれており、概念と在定の矛盾を抱えていた。ただし、90年代までの日本資本主義においては、独占的銀行資本が抱える矛盾は大きな問題として顕在化することなく、その時々蓄積限界を制限として乗り越えるべく、その「業態」の垣根を低くしてきたのである。今、国際的な競争の激化の下で、さらにまた金融的利得の追求の仕方も変化する中で、この矛盾を解消する方向で現実には進行している。

今日の独占的銀行資本は、金融取引における徹底的な自己責任原則を貫徹するとともに収益性を重視することによって金融的利得を追求している。こうした背景には、金融取引の場（利子生み資本の運動部面）の拡大と金融技術革新の進展などがあるが、欧米の独占的銀行資本がデリバティブ等を駆使した収益率重視の経営戦略を展開している一方で、わ

が国の金融機関は国際的な競争関係において劣位に置かれており、今早急な対応を進めている。しかしながら、世界的に通貨危機や金融不安が多発する中で、金融部面での競争のあり方こそ再考されねばならない。さらには金融と実体経済の関係、投機家への対応問題、国家財政の破綻と国民経済の崩壊への対応など検討すべき課題は山積している。

一方、90年代後半以降、「金融産業」という用語が頻繁に用いられている。この用語の意味する内容は極めて重大である。そもそも「金融」とは何かという視点が欠落しており、個別産業分野とは比較できない「公共的性格」を金融機関は有している。しかし、金融機関の自己責任原則の徹底による金融的利得の追求こそが国際的競争に生き残る唯一の道として論じられている。たしかにハイリスク・ハイリターン金融商品の開発し、金融収益を追求することが今日の独占的金融機関の国際的な行動規範となりつつあるが、こうした行動には、リスクの転嫁先として中小金融機関等非独占資本の整理・淘汰、さらには国民負担の増大が前提されねばならない。これこそ独占段階の資本主義における寄生性・腐朽性の現れである。

最後に、「日本版ビッグバン」への批判的検討の方法について一言述べておきたい。まず、本文でも述べたように「グローバル・スタンダード」とは何かについてさらに検討することが必要である。その際「金融機関の国際競争力とは何か」という問題とも併せて検討すべきである。同時に、諸外国の金融自由化の影響を批判的に検討するとともに、「金融」というものの独自性を考慮した対応について検討することが求められる。

(1997年10月13日脱稿)

(追記)

本稿の(上)を執筆(96年10月14日脱稿)後、「日本版ビッグバン」構想が打ち出されたために、(下)の内容の修正を行うこととなった。当初の原稿

の枠組みを大幅には変更せずに公表することにしたために、「日本版ビッグバン」それ自体の検討が非常に不十分となっている。また、本稿の校正期間中に、都市銀行である北海道拓殖銀行が経営破綻し、さらに大手、準大手の山一証券、三洋証券もそれぞれ経営破綻した。相次ぐ金融機関の経営破綻と金融不安の広がりの中で「公的資金導入論」が再燃しており、「金融再編」が一気に進展する様相を呈している。「日本版ビッグバン」の検討と併せて、こうした点についても、今後の検討課題としたい。

注

- 57) 97年3月期の預金取扱金融機関の不良債権の総額は27兆9,000億円となり、都市銀行の不良債権額は10兆1,210億円である。前掲『全国銀行財務諸表分析』1996年度版、15ページ参照。
- 58) 野村証券および第一勧銀に対する行政処分の内容については、前掲『金融』第606号、1997年9月号、53-56ページを参照。
- 59) 『ニッキン』1997年9月12日付。
- 60) 両行の資本・業務提携の具体的内容については、前掲『金融』第605号、1997年8月号、80-83ページを参照。